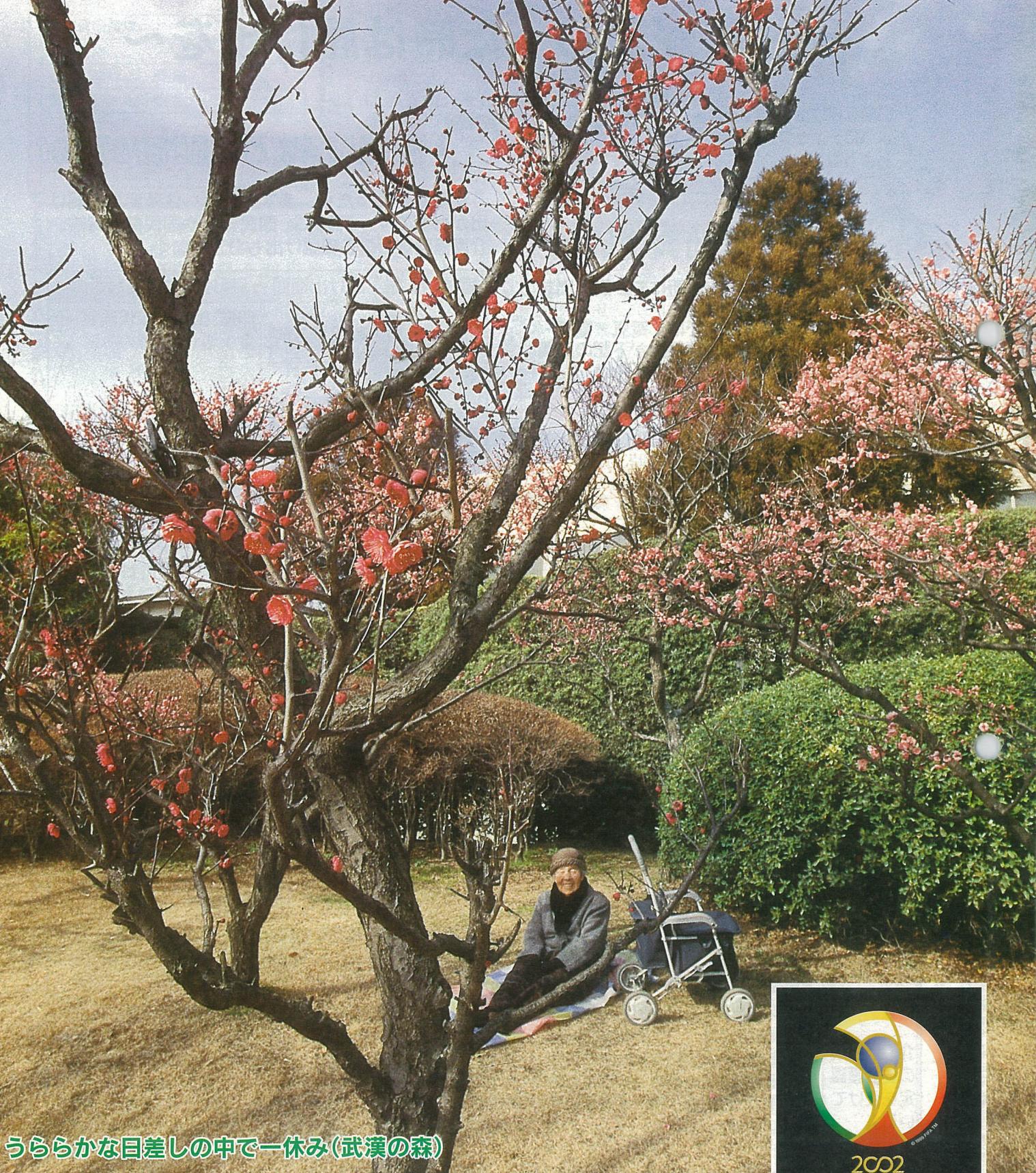


# 市報 おおいた

13.3.1

No.1312



うららかな日差しの中で一休み(武漢の森)

ワールドカップ  
開催まで  
あと456日

大分開催を成功させよう!!





# みんなの住むまち みんなで支えよう

## 市税・国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく税や保険料は、安心して暮らせるまちづくりを進めていくうえで、大変貴重な財源となっています。

今一度、納め忘れがないか確認し、納め忘れがある場合は早めに納付されますようお願いします。

### 納付しているか再確認を



市税は、道路や公園などの建設をはじめ、社会福祉や教育費、ごみ処理や消防費などに使われており、市民の皆さんの暮らしを支えていくための大切な財源となっています。

もう一度、納税通知書などでなく、きちんと納めた人との間で負担の公平さを欠くことになります。

納期限内に税や保険料を納めている人いると、健全な財政運営に多大な支障を与えるばかりでなく、きちんと納めた人との間で負担の公平さを欠くことになります。

もう一度、納税通知書などでいる場合は早めに納めてください。



### 困った時はまず相談を

税や保険料を納付したくても、経済的な理由などにより、納めることができない場合があります。

納付がどうしても困難な場合は、納税課か国民健康保険課、介護保険課（介護なんでも相談コーナー）、国民年金課まで電話か直接ご相談ください。

との振替状況は、指定口座の通帳で確認してください。

14年		7月 中旬	6月 中旬	5月 中旬	送付時期	種 別
中旬	2月					
市県民税（期別納付）	固定資産税（期別納付）	市県民税（全期前納）	固定資産税（全期前納）			
介護保険料	国民健康保険税					
市県民税（期別納付）						

(注)市県民税・介護保険料は普通徴収に係る分。介護保険料は12年度から実施済み。国民年金保険料は13年度もその都度送付の予定。

### 便利で確実な「口座振替・自動払込」の利用を



「口座振替・自動払込済通知書」を年1回の送付にします

今まで、振替の都度、「済通知書」を送付していましたが、13年度からは年1回送付するようになりました。

なお、各税・保険料の納期ご

### 【手続き方法】

預・貯金通帳、通帳届出印、

【手続き方法】

下表中の6つの税・保険料（介護保険料は普通徴収のみ）

【口座振替・自動払込ができるもの】

納期一覧表 (13年度 (4月~14年3月))

種別	納期(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
市県民税（普通徴収）			●	●	●	●	●	●	●	●	●		4回	
固定資産税 (都市計画税・償却資産含む)		●		●	●	●	●	●	●	●	●		4回	
軽自動車税			●										1回	
国民健康保険税				●	●	●	●	●	●	●	●		10回	
介護保険料 特別徴収		●		●	●	●	●	●	●	●	●		6回	
介護保険料 普通徴収				●	●	●	●	●	●	●	●		10回	
国民年金保険料		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		12回	

(※普通徴収…納付書や口座振替などによる納付、特別徴収…年金からの天引きによる納付)

## ● ● ● 介護保険課からのお知らせ ● ● ●

介護保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納めている人へ

～3月中旬に、4月から納めていただく保険料の仮徴収額をお知らせする「介護保険料特別徴収（仮徴収）通知書」を送付します～

13年度保険料の確定が、市民税が決まる6月となるため、4月、6月、8月の3回（仮徴収期間）は、暫定的に2月と同額の保険料を納めていただきます。その後、6月に正式決定した年間保険料から仮徴収期間に納めた額を差し引き、10月、12月、14年2月（本徴収期間）の3回で納めていただきます。

なお、正式決定の後、「保険料決定通知書」を7月に送付予定ですので、確認してください。

### 社会福祉法人が提供する介護サービス利用料の減免制度について

サービスを利用する人のうち、所得が低く極めて厳しい状況にある人に対して、通常10%の利用者負担額を5%に減免する制度を実施しています。

#### 〈対象者〉

- ・老齢福祉年金を受給し、市民税非課税世帯の人
- ・利用者負担額が減免にならなければ生活保護受給となる人
- ・市民税非課税世帯で、年収が48万円以下の人

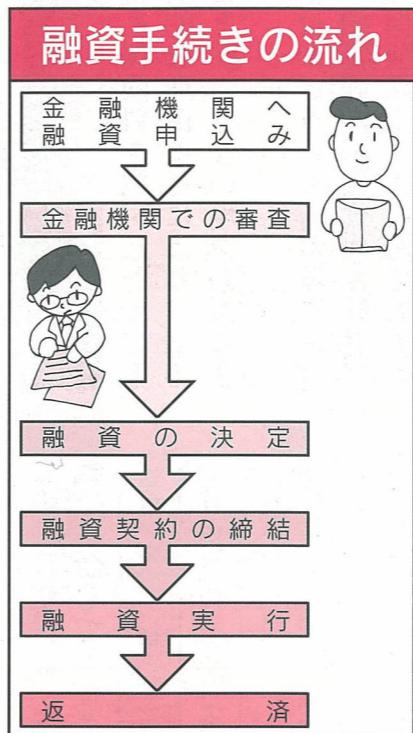
3月は「市税・国保税年度末完納促進強化月間」です

# ご存じですか 勤労者のための 各種融資制度



市では、中小企業などの勤労者や失業者の福祉増進を図るために、低利による融資制度を設けています。

住宅の新築・増改築や病気療養、冠婚葬祭、教育資金など、目的に応じてご利用ください。



申込先	融資期間(措置可能期間)	返済方法	資金使途	融資限度額	融資利率	融資対象	資金名
大分県労働金庫	25年以内	●変動金利による元利均等月賦償還 ●ボーナス併用可 ●繰り上げ償還可	●自己居住のための住宅の新築・増改築および取得(建売・中古・マンション) ●簡易なリノベーションも可	600万円	年1.76% 変動金利※4/1.10/1の年2回見直し	中小企業などの勤労者 市内に住所を有し、同一の中小企業などに引き続き1年以上の勤務実績を有する人(市税を完納していること)	住宅資金
大分県労働金庫	5年以内(2カ月以内)	●元金または元利均等月賦償還 ●ボーナス併用可 ●繰り上げ償還可	●病気療養、出産資金 ●冠婚葬祭資金 ●教育資金 ●臨時的出費資金(火災・天災・その他)	200万円	年2.8%	失業者 市内に住所を有する雇用保険の被保険者で倒産など自己の責任(都合)によらない理由で離職した人 ●雇用保険受給者(受給終了後3カ月以内) ●雇用保険受給未到達者(離職後3カ月以内)	厚生資金
大分県労働金庫	3年以内(2カ月以内)	●元金均等月賦償還 ●繰り上げ償還可	求職活動中の生活資金	30万円	年2.0%	生活安定資金	生活安定特別資金
大分県労働金庫	年2.5%	遅払賃金の範囲以内(限度額30万円)	所定の賃金が支払われるまでの生活資金			勤労者 市内に住所を有し、所定の賃金支払日から7日を経過した後においても賃金が支払われない人	賃金遅払資金

(注)記載事項は平成13年3月1日現在のもので、その時々の事情により変更されることもありますので、申込みの際、窓口で確認してください。また、担保および保証人は、各取扱金融機関の定めるところによります。

▶問合せ先 商工労政課(☎534-6111 内線1618)へ。

## お早めに! 中小企業者向け融資のための特別保証制度が3月30日(金)で終了します

### 中小企業金融安定化特別保証制度とは…

必要事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対して、円滑に金融機関からの資金融資が受けられるよう、国が特別保証制度として設けたものです。

#### [保証限度額]

- ①普通保証 2億円以内
- ②無担保保証 5,000万円以内

#### [申込書類]

- 県信用保証協会所定の申込書類一式
- 市長の認定書

#### [申込み先]

※各金融機関での審査終了後、各金融機関から県信用保証協会へ信用保証にかかる申し込みをしますが、この県信用保証協会への申込受付期限が3月30日となりますので、ご注意ください。

▶問合せ先 県信用保証協会(☎532-8245)へ。

4月、瞳を輝かせながら、遊具や砂場で夢中になって遊び、仲良しの友達をつくついた一年生。3学期ともなると、一段と活発になり、縄跳び大会を目前に中休みも練習に一生懸命。寒い北風の吹く校庭は、縄跳びをする子どもでいっぱいです。「先生、もうちょっとで、あや飛びができるよ。見て!」「二重飛びがなかなかできないから、飛び方をお友達に教えてもらっているよ」

子どもたちは、友達同士で教え合い、自分の目当てに向かって力いっぱい取り組んでいます。この1年間、遠足やプールでの水遊び、大運動会、文化祭などに初挑戦する中で、自信を持ち、やる気が育つきました。

入学前の子どもたちにとって、学校は全く未知の世界。「学校でどんな遊びをしたい?」「遠足はどこへ行くのかな?」「こんな会話をたくさんしながら『やつてみたい』『知りたい』と思う気持ちを育てましょう。楽しい学校生活を送るために一番大事なことは、意欲を持つ取り組むことです。忙しい時は5分でもいいから、ひざに乗せたり、肩に手を添えたりして、ゆっくりと話を聞いてあげましょう。愛情を実感するスキンシップがとても大切な時期です。安らぎと落ち着きのある家庭の中で心を安定させてこそ、初めて意欲も生まれてきます。

子どもたちは宝物

子どもたちの1年間の成長は目標まいものです。子どもたちはわたしたちの宝物。家庭、学校、地域のみんなが力を合わせて、大事に育てたいのです。ゆつたりと焦らず、長い目で見守りましょう。



## 小学校の入学通知書は届きましたか

4月に小学校に入学する児童皆さんに、1月22日付けで入学通知書を送りました。該当者は、平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの児童です。まだ入学通知書が届いていない人は、学校教育課へご連絡ください。  
なお、入学までに転居予定の人は、前もって転居前、転居先の学校に連絡してください。











# 地域とともに ~商店街シリーズ⑩~

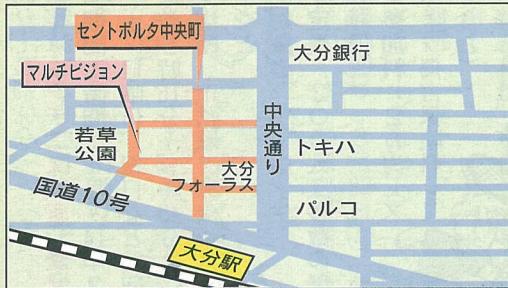
## セントポルタ中央町 ~中央町商店街振興組合~

にぎわいと若者の街「セントポルタ中央町」。大分駅のすぐそばに位置し、大分の正面玄関として、市内外からの買い物客でにぎわう、大分で最も通行量の多い商店街です。

かつては、衣服、身の回り品の問屋街として栄えていましたが、今ではミュージックショップや軽食喫茶、雑貨店など、おしゃれで個性的な専門店が立ち並び、カップルや友達連れの若者たちでにぎわっています。日曜日ともなると、「バルーンアート」など多彩な芸を持った若者たちが道行く人を楽しませてくれたり、買い物だけではなく、遊び空間としての雰囲気も味わうことができます。

また、商店街の一角にある大型画面「マルチビジョン」では、いろいろなイベント情報の提供のほか、サッカーの試合を主としたスポーツの中継なども行い、商店街を挙げてワールドカップサッカーの気運を盛り上げています。

活気と魅力にあふれたセントポルタ中央町。出会いと発見を求めて、ぜひお出掛けください。



### アーティスト・プロデュース・スーパー・エディション

毎月1組のアーティストがプロデュースする大分市提供の音楽番組。市からの情報もお知らせしています。

FMT大分88.0MHz 毎週土曜日 午後6時~6時55分

### 大分市テレビ広報 フレッシュおおいた

OBS 午前10時45分~11時

3月4日(日) 絵画への招待 人・街・宇宙  
~大分市美術館特別展~

今回は、明治以降の近代絵画の歩みを国立博物館・美術館が所蔵する優れた作品群で紹介します。この機会に、日本を代表する洋画家たちが描いた作品をゆっくり鑑賞してみませんか。

3月11日(日) 「すこやか体験活動」通信Vol.4

~豊の都市大分っ子~  
すこやかに子どもの育つ大分市をめざして、今年度から始まった「すこやか体験活動」。今回は、三佐小・坂ノ市小、植田中の活動の様子を紹介します。

再放送 大分ケーブルテレビ放送(1チャンネル)  
毎週 日曜日 午後5時30分~5時45分  
月曜日 午後9時30分~9時45分

**植田ほがらか劇団**  
座長 甲斐 清光 さん

平成9年秋、「ほがらか」をモットーに旗揚げされた「植



田ほがらか劇団。  
25人の団員で、明るかに、和気あいあいと練習に励み、小・中学校や公民館などで公演しています。

植田地区の歴史や民話を素材に、脚本から大道具・小道具、音響、照明、衣装に至るまですべてが団員の手作り。せりふもすべて大分弁で、劇の中に親しみやすさや素朴な温かさが広がります。劇を見ながら涙を流したり、おなかを抱えて笑ったりしているお客様の姿を見る時、この活動のやりがいと喜びを感じます。

皆さんもわたしたちの「ほがらか」な和に加わって、この感動を味わってみませんか。

編集子ひとこと

◎身近に迫り来るIT時代。古き良き手法との効果的ななじみの中で、人々の心や生活が、真に豊かなものになるためにはと、積極的に受け入れる心積もりではあるものの、ちょっと心配。…(錦戸)

◎『フレッシュおおいた』が、県広報コンクール映像の部で史上初の特選に選ばれました!スタッフ一同大喜び。これからも、身近な話題、お得な情報など、内容盛りだくさんでお届けしますので、皆さん、ぜひ、見てくださいね!…(富田)